

高齢者医療制度の見直し

昨年の制度改革から見直されたことをお知らせします

1. 70～74歳の方(注1)の窓口負担

今年4月から平成21年3月までの一年間、窓口負担が1割に据え置かれます。
◎昨年の制度改革では70～74歳の方の窓口負担について、平成20年4月より1割負担から2割負担に見直されることとされていたものが据え置かれます。

2. 75歳以上の被扶養者の保険料

今年4月から9月までの6か月間は無料となり、今年10月から平成21年3月までの6か月間は、頭割保険料額(被保険者均等割)が9割軽減された額となります。

対象者

75歳以上の方(注2)で、後期高齢者医療の被保険者になる日の前日(平成20年3月31日又は75歳の誕生日の前日)に被用者保険(注3)の被扶養者となつています。

◎昨年の制度改革で被用する方

保険の被扶養者の方は、後期高齢者医療制度の被保険者となつた日の属する月から2年間、被保険者均等割を5割軽減することとされていますが、今回の措置はそれに加えて行うものです。

◆問い合わせ

住民課国保年金班
☎ 841214

ねんきん特別便が届きます
今いちど「年金記録」の確認を!!

→社会保険庁

基礎年金番号に結びつい

ていない約5,000万件

の記録について、昨年11月

からコンピューターによる

名寄せ作業を開始していま

す。その結果、みなさんの

記録と結びつく可能性があ

る方には今年3月までに、「ねんきん特別便」が送ら

れます。

▼送付時期

年金受給者 4月から5

(注1)既に3割負担を頂いている方、後期高齢者医療制度の対象となる一定の障害認定を受けた方は除きます。

(注2)65～74歳で一定の障害認定を受けた方を含みます。

(注3)政府管掌健康保険や、企業の健康保険、公務員の共済組合等いわゆる「サラリーマン」の健康保険であり、国民健康保険は該当しません。

「サラリーマン」の健康保険であり、国民健康保険は該当しません。

「サラリーマン」の健康保険であり、国民健康保険は該当しません。

重度心身障害者(児)助成事業 が変わります

県の補助制度の改正により

り今年4月の診療分から重度の身体・知的障害をお持ちの方の医療費助成制度が改正されます。

①入院時食事代が助成の対象外になります。

②所得制限が設けられます。

(対象世帯員の町民税の所得割額が23万5千円以上の方は助成の対象外)

※4月から支給制限により対象外となる方につ

いては個別に通知します。

③所得状況の確認後に認定するため、受給者証が毎年7月1日更新となります。

す。(現在お持ちの受給者証は6月30日が有効期限です。6月上旬に更新の通知が届いたら、忘れずに手続きをしてください。)

◆問い合わせ

福祉課障害福祉班
☎ 821114

年金受給者…社会保険事務所
☎ 0570(058)555503(6700)1144

(IP電話・PHSから)
「ねんきん特別便」の確認と手続きを経て、はじめて記録と結びつけます。お手元に届いた「ねんきん特別便」に、年金記録の記載もれや誤りがないかを確認の上、必ず添付された書類を返送してください。

受付時間
月～金曜日 午前9時～午後8時

第2土曜日と3月9日(日)
午前9時～午後5時

午後8時

午前9時～午後8時

午前9時～午後8時

午前9時～午後8時

午前9時～午後8時

午前9時～午後8時

午前9時～午後8時

◆問い合わせ

『ねんきん特別便専用ダイヤル』

国民年金第1号被保険者
厚生年金加入者・国民年金
第3号被保険者・勤務先
イヤル

http://www.sia.go.jp/